

裁判员制度考える

集会を松本で開催

廃止活動の弁護士招き

松本市の弁護士や県民有志
つくる「裁判员制度を考え



議題 裁判员制度は誰のたし
憲法改正の動向と裁判员制度
講師 東京弁護士会 弁護士

師に招き、同制度の問題点について考えた。

高山弁護士は、裁判员制度を米国の陪審員制度と比較して説明。陪審員制度の特徴として、陪審員全員の一致で有罪か無罪かを決めることや、被告人が陪審員裁判を断ることができるとを挙げた。これに対して裁判员制度では、「被告人は裁判员裁判を断ることができず、裁判员の判断が割れても多数決で死刑になってしまうこともある」と指摘。「被告人にとって非常に不利な制度」と話した。

裁判员に守秘義務があることなども挙げ、「規制に満ちており、公開された裁判と言えるのか」と述べた。

集会には、松本や塩尻の市民や松本市在住弁護士会の有志ら計約二百五十人が参加。松本市筑摩四の主婦、松田淳子さん(64)は「被告の一生にかかわること。素人が簡単にできるものではないと思う。興味本位で法廷に出ることだけはあってはいけない」と話していた。

る会」は九日夜、「裁判员制度を考える県民集会」を松本市のMウイングで開いた。写真。東京弁護士会所属で同制度の廃止を求める署名活動をしている高山俊吉弁護士を講